

平成26年5月14日

神宮外苑未来と国立競技場を未来へ手わたす会 御中

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長 河野 一郎

平成26年2月27日付けで貴会よりありました公開質問状「新国立競技場に関するご回答お願い」については、下記のとおり回答します。

また、貴会からありました面談による質疑応答については、業務多忙のため対応できません。なにとぞ、ご容赦くださるようお願いいたします。

記

3. 観客の誘導計画について

「入退場や災害時の誘導避難については、基本設計の中で検討して行く」とありますが、誘導計画は、観客や地元住民がもっとも懸念する点です。基本設計が終わった段階で、誘導計画を公表してください。公表方法と時期を教えてください。

◆本センターのお答

新国立競技場の基本設計は、本年（平成26年）1月に着手し、この5月末に完了する予定としています。地元住民の皆様などへのご説明については、ご説明の日時、開催場所など決まりましたらあらかじめ近隣の皆様にお知らせさせていただく予定です。

併せて、基本設計の概要はホームページ等で公表することも考えております。

6. 収支計画について

6-1. 収支計画の試算について「第三者の専門機関に審査を依頼している」とありますが、機関名を教えてください。

◆本センターのお答

新国立競技場の収支計画の試算の評価は、株式会社集客創造研究所に委託しています。

6-2-1. その後、収入の試算が50億円になったようですが、どの部分が増額したのか、お教えてください。

◆本センターのお答

平成25年12月時点のJSCの試算（収入45.5億円）を第三者の専門機関に評価を依頼した結果、収入が約50億円に増額評価されたものです。

第三者機関における試算の結果として、具体的には、次のとおりとなりました。

- 1) 企業賃貸スペース (パートナー収入) 18億4400万円⇒14億4500万円
 - 2) 会員シート・迎賓 9億600万円⇒14億3111万円
 - 3) 興行事業 9億6200万円⇒12億1100万円
 - 4) コンベンション事業 4億7400万円⇒5億2858万円
 - 5) フィットネス事業 1億3500万円⇒1億3500万円
 - 6) 物販・飲食事業 1億5400万円⇒2億1851万円
 - 7) その他 8000万円⇒7200万円
- 合計 45億5500万円⇒50億4120万円

6-2-2. この中で高額の1) 企業賃貸スペース2) 会員シート・迎賓については、さらなる内訳をお教えください。

◆本センターのお答

1) 企業賃貸スペース及び2) 会員シート・迎賓の内訳は以下のとおりです。

1) 企業賃貸スペース：14億4500万円

内訳

収入：17億円

ゴールドパートナー 5億円

シルバーパートナー 7億円

パートナー 5億円

※ゴールドパートナー、シルバーパートナー、パートナーの区分は、新国立競技場の利用範囲によりランク分けしたものの。

支出：2億5500万円

※収入の15%を事業固有コストとして算出

2) 会員シート・迎賓：14億3111万円

内訳

収入：21億6920万円

ボックス 6億7000万円

67ボックス×0.1億円

シート 14億9900万円

ハイエンド 7億4800万円

3740席×20万円

スタンダード 7億5120万円

6260席×12万円

支出：7億3810万円

6-2-3.特に3)の興行収入については、下記をお教えてください。

6-2-3-1.基本料金は1日5000万円で間違いはないでしょうか？陸上競技関係者からは、味の素スタジアム(1日1000万円)でさえ高く払えないと聞いています。基本料金は、利用者のジャンル(球技、陸上、音楽)を問わず一律なのでしょうか？異なる場合は、ジャンルに応じた料金ランクをお教えてください。

◆本センターのお答

1日5,000万円と示しているものは、基本利用料の想定ではありません。(当該料金については、音楽・文化イベントについて、施設の基本利用料(設営日や撤去日も含む)の他に記念品売店設置料及び広告収入等も含めた「イベント売上」とし、通常は公演2日のイベント開催なので、2で除した値が5,000万円となります。)

なお、収入見込みの算出に当たっては、現国立競技場の実績を参考とし、複数の区分(スポーツイベント(S・A・Bランク)及び音楽・文化イベント)に分けて試算しています。

6-2-3-2.現国立競技場の使用料は〔基本料金+付属料+入場料×10%〕と聞いていますが、現国立競技場の料金設定をお教えてください。

◆本センターのお答

現国立競技場をご利用いただく際の利用料は、以下の区分の合計金額となります。

区分	内容
基本利用料	規定利用時間内(9時~21時)における施設の利用料
加算額	入場料等の収入が10万円を超えるときは、その収入金額から10万円を控除した金額の10%
追加利用料	利用時間を延長した場合又は規定利用時間前から利用した場合の利用料、器具等を追加して利用した場合の利用料及び実費で規定されている利用料
その他の利用料	広告掲出料、記念品売店設置料、撮影料、収録料

なお、料金設定については、利用形態により異なりますので、詳細は別紙にてご確認ください。

6-2-3-3.興行収入で見込まれるスポーツの大会名、音楽家名、利用日数、入場者数、収入金額を具体的にお教えてください。

◆本センターのお答

事業の想定としては、現国立競技場でも開催されている日本ラグビーフットボール選手権大会、天皇杯全日本サッカー選手権大会及び日本学生陸上競技対校選手権等のスポーツ競技大会と、具体的なアーティスト名は現時点では想定していませんがコンサート等大規模なものだけで年間57日(第3者評価後の利用日数)の利用日数を想定しており、入場者数は約260万人、収入金額は約12億円を見込んでいます。

6-2-3-4. スポーツの大会については、サッカー20日、ラグビー5日、陸上11日の利用を見込んでいるようですが、具体的な大会名をお教えてください。

◆本センターのお答

日本ラグビーフットボール選手権大会決勝、関東大学対抗戦A（ラグビー早明戦）、サッカー日本代表戦、天皇杯全日本サッカー選手権大会決勝、日本学生陸上競技対校選手権大会及び関東学生陸上競技対校選手権大会等の競技大会等、これまでの開催実績をもとに、新国立競技場での開催が考えられる大会で計画をしています。

7. 平成23年度の改修基本計画について

平成23年度に現国立競技場の改修基本計画の検討がなされ、工事費の試算は777億円であったと回答されています。一方、改修できない理由は、130㎡の範囲が突出し、東京都から既存不適格の指摘を受けており9レーンへの改修もできないとしています。

7-1. 既存不適格部分について、これまで東京都に借用料を払い、何ら問題にならなかったのは、なぜでしょうか？

◆本センターのお答

バックスタンドの一部が都道上空にはみ出していることにより、既存不適格建築物に該当することと道路占用状態という2つの問題が生じています。

既存不適格建築物は、建築時には適法に建てられた建築物であって、その後、法令の改正や都市計画変更等によって現行法に対して不適格な部分が生じた建築物のことをいい、そのまま使用していてもただちに違法というわけではないが、増築や建替え等を行う際には、現行法令に適合するよう建築しなければなりません。また、その状態が解消するまでの間は都道上空のスタンド面積に相当する道路借用料を東京都に支払うこととなります。

7-2. 既存不適格部分は、1964年の増築時以降突出していますが、東京都は50年もの長期間、この部分をどのように扱ってきたのでしょうか？

◆本センターのお答

このことについては、JSCがお答えする立場ではないと考えています。

7-3. 改修基本計画のような大規模改修において、既存不適格部分を改修することは可能ではないでしょうか？

◆本センターのお答

既存不適格部分を改修することは、都道に張出している部分を解体撤去することになり、収容人数が減少することとなります。また、挿鉢状の美しい形状が不正形なものとなり施設の景観が損なわれることも考えられるため、既存不適格部分の改修は行っておりません。

7-4. 改修基本計画では競技場の地下を掘り、メインスタンドの建替えもする大規模な改修ですが、トラックの9レーンへの改修は可能ではないでしょうか？改修できないと判断された理由を具体的にお示しください。

◆本センターのお答

改修基本計画では、バックスタンド及びサイドスタンドの既存部分を残しメインスタンドを建替えることを基本に収容定員を7万人程度の施設にする改修計画を策定しています。現状のグラウンドでは400mトラックを9レーンに拡張することは不可能であると判断しました。その理由は、グラウンドを拡張するには既存スタンド部分を削ることになり、収容定員が大幅に減となることから国際試合（サッカー・ラグビー等）を開催する施設としての規模に適さないこととなるためです。

7-5. 上記等の理由で改修できないと結論づけていますが、実施できないものになぜ777億円という試算を行ったのでしょうか？

◆本センターのお答

改修基本計画は、国立霞ヶ丘競技場の耐震補強と将来を見通した施設への増改築を含む改修計画の策定を目的として実施したものです。その中で、①現状改修②小規模改修③大規模改修の3案を策定し、777億円は、③の大規模改修の結果として出されたものです。

7-6. 改修ではなく建替えを視野に入れた抜本的な見直しが必要と報告されたとありますが、この報告はどなたがいつ行ったのでしょうか？

◆本センターのお答

平成22年度に実施した国立霞ヶ丘競技場陸上競技場耐震改修基本計画の策定業務の中で建築の専門者の視点から、「今後の大規模な国際競技大会の開催を視野に入れた場合、収容人員規模増大への更なる要望や大会管理運営の機能強化、利便性・快適性等について高水準での提供が望まれることから、改修にとどまらず施設全体の建替えを視野に入れた抜本的な見直しが必要と考える。」旨の意見が出されています。なお、策定業務は（株）久米設計が実施しております。

「新国立競技場の国際デザイン競技に関するご回答のお願い」

（2013年12月24日質問→2014年1月31日ご回答）

（1）募集要項について

Q01. 募集要項の検討過程について

募集要項について「議事概要等の公表に向けた準備を進めている」そうですが、

Q01-1. 概要の公表方法と時期をお教えてください。

◆本センターのお答

新国立競技場基本構想国際デザイン競技の報告書については、平成26年5月中旬を目処に作成し、公表する予定です。なお、公表の方法については本センターHPを活用する予定です。

Q01-2. 概要だけでなく、議事録も公開してください。公開方法と時期をお教えてください。

◆本センターのお答

新国立競技場基本構想国際デザイン競技に関しましては、報告書をご覧ください。
なお、本競技に関する議事録の公表予定はありません。

Q04. 予算1,300億円の理由

別途資料「新国立競技場建設費」によると、競技場の本体建設工事は、約922億円と試算されています。これは日産スタジアムをベースにしたとありますが、日産スタジアムが約600億円に対して、なぜ、1.5倍以上の約922億円としたのか、理由をお教えてください。

◆本センターのお答

前回のご質問の際にお答えしたとおり、新国立競技場の総工費は、日産スタジアム等の工事費を参考としておりますが、新国立競技場は、球技・陸上などの国際大会の開催を可能とし、スポーツ・文化の拠点ともなるよう、日産スタジアムとは異なる条件の下で試算したものです。

Q06. 風致地区と歴史性について

コンクールの応募者には「航空写真や現況写真を参考資料として提示した」とのことですが、敷地の特徴である風致地区、歴史性についてはどのように説明されたのでしょうか？特にザハ・ハディド氏ら海外の応募者にはどのように提示したのでしょうか？

◆本センターのお答

募集要項には「緑あふれる周辺環境と調和するスタジアムを目指す」ことを新競技場に求められる要件（目指すスタジアムの姿）として示しています。このような条件を設定することにより、新しい競技場が置かれる敷地の状況を踏まえた新国立競技場の基本構想デザインを求めたところで、当該募集要項は、英語版も同時期にホームページ上で公表させていただきました。

Q07. 8万人収容を常設にする理由

Q07-1. 「新国立競技場は50年、100年使用する計画」とのことですが、少子高齢化・多死社会を迎えた日本で50年先、100年先まで8万人収容の巨大スタジアムを使い続けることが可能でしょうか？「ワールドカップ・サッカーや世界陸上などの国際競技大会を誘致する」とありますが、そうした大会は数年に1度のことです。ワールドカップや世界陸上以外に想定される8万人規模のスポーツの大会やコンサートの名称を具体的にお教えてください。

◆本センターのお答

毎年開催されるイベントとして、サッカー日本代表戦やコンサート等の開催を想定しています。

Q07-2. 「すでに8万人規模のスタジアムが存在するロンドンと、存在していない日本では事情が

異なる」とのことですが、ロンドンのオリンピックスタジアムは仮設だったからこそ、8万人から6万人に減築できたわけです。また東京近郊にも、すでに日産スタジアム（約7.2万人）、埼玉スタジアム（約6.3万人）、味の素スタジアム（約5万人）があります。この規模のスタジアムでさえ収支比率は60%以下です。8万人を常設でつくってしまえば簡単には減築できず、収支は厳しくなり、さらに他の競技場を圧迫することにもなりかねません。この状況下で8万人収容を常設でつくらなければならない根拠をお教えてください。

◆本センターのお答

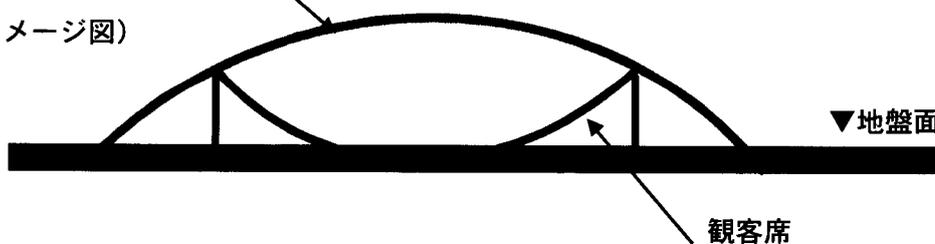
新国立競技場のザハ・ハディド氏のデザインは、キールアーチ及び屋根で上部空間が囲まれています。また、このキールアーチの構造的な負担を客席部の構造体が一部負担することとしています。このようなことから、観客席（椅子）の一部は仮設であっても、この空間に8万席分の構造体を整備することが必要です。（下図参照）

また、新国立競技場は50年、100年使用する計画であり、サッカー日本代表戦や、コンサートなど、8万人規模のイベントも行う予定です。

なお、イベントの都度、仮設席を設置・撤去することは経済的側面から合理的ではないと考えています。仮に観客席を仮設としても、キールアーチの大きさ、客席部の構造体の規模は変わらないため、さほどコスト縮減にはつながらないと考えているところです。ご指摘のロンドンオリンピックスタジアムの計画は、5.5万人の仮設席と2.5万人の常設席で計画されていましたが、現在の計画は、常設席部分を改造し可動席とし、陸上トラックをそのまま残す計画で進められていると聞いています。最終的なスタジアムの形状は、新国立競技場の改築計画に類似しているようです。ロンドンの改造計画における仮設設置・撤去・改造を考えると、最終的にはコストは膨らむものと思われま

キールアーチ及び屋根

(参考イメージ図)



(参考)

2万人の観客席整備の試算

○常設として整備した場合

設置費 約5.2億円

○仮設として整備した場合

設置費 約4.2億円

撤去費 約0.6億円

約4.8億円
設置・撤去の都度必要な経費

Q08. 開閉式屋根

Q08-1. 開閉式屋根の技術的な問題

Q08-1-1. 開閉式屋根の材質として、フッ素樹脂ETFE使用を検討されていると聞きましたが、

これは耐火性に問題があり日本国内の屋根での使用は認可されていません。耐火性の問題はどのように解決されるのか、お教えてください。

◆本センターのお答

ご指摘の「フッ素樹脂ETFE」は、海外のスタジアムで使用されている材料のひとつと認識しており、日本国内では、法規制上、そのままでは使用は認可されていません。開閉式屋根の材料の選定に当たっては、安全性、経済性、機能性、維持管理性等を総合的に勘案し、最も効果的な材料を選定することが必要だと考えているところです。

Q08-1-2. 建築構造設計家の今川憲英さんは、「キール構造は、雪の重みでたわむ危険性がある」と指摘されています。雪害対策について、お教えてください。

◆本センターのお答

ご指摘の「雪の重み」のみならず、風や地震などあらゆる要因について、法基準等に従った安全・安心な大規模空間を形成すべく設計を進めています。

Q08-1-3. 世界各国で観戦経験のあるサッカージャーナリストの後藤健生さんは、「高さ70mのドーム上の屋根では、屋根が高すぎるため、雨風が競技場内の観客席まで吹き込み、ほとんど役に立たない」と指摘しています。ゲリラ豪雨など昨今の急変する天候について、どのように対応されるのか、お教えてください。

◆本センターのお答

ゲリラ豪雨などの対応については、運営段階において各主催者の規定等に基づき、その都度開催の可否が判断されるものと認識しています。

Q08-2. 開閉式屋根を最終的に決めた人物

「政府部内で検討いただいた結果、その必要性から、開閉式屋根の設置が認められた」とありますが、「政府部内」とは具体的にどなたのことでしょうか？

◆本センターのお答

特定の者を指しているものではありません。

Q08-3. 開閉式屋根をかける根拠としての文化的イベント

Q08-3-1. 現国立競技場で開催された文化イベントの実績をお教えてください。過去5ヵ年（2009年～2013年）の音楽家名、使用日数、入場者数、収入金額をお教えてください。

◆本センターのお答

現国立競技場では、過去5年間で、嵐及びラルク アン シエルがコンサートを開催しています。合計の使用日数は15日（本行日のみ）、入場者数は、約80万人、収入金額は約6億円です。

Q08-3-2. 新国立競技場で見込んでいる文化イベントを具体的にお教えてください。開場から向こう5年(2019年~2023年)の音楽家名、使用日数、入場者数、収入金額などをお示しください。

◆本センターのお答

文化イベントとして、コンサートの開催を見込んでいます。具体的なアーティスト名は現時点では想定していませんが、年間の使用日数14日(本行日のみ)、入場者数約110万人、収入金額約7億円を見込んでいます。

ただし、2019~2020年においては、大規模国際競技大会開催のため、この限りではありません。

Q8-4. 屋根の開閉にかかる費用と時間

開閉式の屋根について、参議院予算委員会での答弁によると、開閉にかかる費用は1回につき「電気代10,000円」とのことでしたが、電気代以外の人件費等を含めた経費の総額をお示しください。また、屋根の開閉にかかる時間もお教えてください。

◆本センターのお答

現在、基本設計で精査中です。

(2) 審査について

Q09. 審査委員を選んだ人物

10人の審査委員を選んだのは、どなたでしょうか?なぜ、審査委員に防災、交通の専門家がないのでしょうか?

◆本センターのお答

「新国立競技場基本構想国際デザイン競技」の審査委員は、その主催者である独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて委嘱しています。

審査委員会委員は、次の方々をお願いしています。

一次審査においては、施設建築に係る有識者として安藤忠雄氏(委員長)、鈴木博之氏(建築計画・建築史)、岸井隆幸氏(都市計画)、内藤廣氏(建築計画・景観)、安岡正人氏(環境・建築設備)に、スポーツ利用に係る有識者として小倉純二氏に、文化利用に係る有識者として都倉俊一氏に、そして主催者として本センター理事長河野一郎で構成し、二次審査においては、一次審査に携わっていただいた方々に加え、外国の著名な建築家として、ノーマン・フォスター氏とリチャード・ロジャース氏をお願いいたしました。また、併せて専門アドバイザーを和田章氏(建築構造)をお願いしたところです。

なお、防災、交通の分野は、都市計画、建築計画の範疇に含まれると考えています。

Q10. イギリス人審査委員について

2人のイギリス人審査委員について「日程調整等に努めましたが、結果として、ご出席ができませんでした」とありますが、自民党撲滅チームには「そもそも審査日程が最初から合わなかったので来日していない」と回答されています。

Q10-1. そもそも日程が合わない人に審査委員をお願いすること自体に問題があるのではないでし

ようか？ 2人のイギリス人を審査委員に選んだ理由をお教えてください。

◆本センターのお答

外国人審査委員としてお願いしたリチャード・ロジャース氏、ノーマン・フォスター氏の審査委員会への出席については、日程調整等に努めましたが、結果として、ご出席がかないませんでした。両氏には、二次審査に入る前、一次審査で選ばれた作品をご説明し、各作品の評価や投票をしていただき、その内容も含め二次審査で審査したところです。

新しい競技場は、オリンピックはもとより球技・陸上などの国際大会開催を可能とし、また、スポーツ・文化の拠点となるよう、次世代型スタジアムとして整備することを求め、世界に誇れる新スタジアムの創造を期待し、広く世界からデザイン案を公募することとしたところで、世界の著名建築家としてお2人に審査委員をお願いしました。

Q10-2. 「二次審査に入る前に、一次審査で選ばれた作品をご説明し、各作品の評価や投票をしていただき」とありますが、これは、どなたが渡英して説明に行かれたのでしょうか？

◆本センターのお答

渡航し、説明した者は次のとおりです。

- ・福手孝人（JSC新国立競技場設置準備本部主幹）
- ・山崎雅男（文部科学省文教施設企画部参事官）
- ・三浦朋訓（安藤忠雄建築研究所）

※なお、所属、組織名等は平成24年10月時点（渡航時）です。

Q10-3. イギリス人審査委員の審査内容と投票結果を公表してください。公開方法と時期をお教えてください。

◆本センターのお答

新国立競技場基本構想国際デザイン競技に関しましては、報告書をご覧ください。

なお、本競技に関する議事録の公表予定はありません。

Q10-4. 審査委員の委嘱期間は、新国立競技場の竣工までと回答されましたが、イギリス人審査委員は今後も来日しないまま審議を続けるのでしょうか？その場合は、どなたが他の審査委員との調整をして審議を進めるのでしょうか？

◆本センターのお答

平成24年11月7日に第3回新国立競技場基本構想国際デザイン競技審査委員会を行い、最優秀作品1点、優秀作品1点、入選1点を選定しました。フレームワーク設計を経て現在は基本設計に着手していますが、今後、当該審査委員会を開催する予定はありません。

Q11. 審査内容について

「本年度内に国際デザインコンクールの報告書を作成する予定」とありますが

Q11-1. 報告書の公表方法と時期をお教えてください。

◆本センターのお答

Q01-1. の回答のとおりです。

Q11-2. 報告書だけでなく、議事録を公開してください。議事録の公開方法と時期をお教えてください。

◆本センターのお答

Q10-3. の回答のとおりです。

Q11-3. 特に、各審査委員の発言内容と投票結果をお示ください。

◆本センターのお答

Q10-3. の回答のとおりです。

Q11-4. 特に、敷地と建設予算の両面で募集要項を満たさなかったザハ・ハディド氏の案が選ばれた理由をお示ください。

◆本センターのお答

本センターホームページに掲載されているデザインコンクール審査講評及び作成予定の報告書をご覧ください。

Q13. 審査委員の報酬と審査時間

審査委員の審議事項と報酬をお教えいただきましたが、1回あたりの謝金ではなく、各審査委員に、これまで支払った報酬総額と審査にかけた時間をお教えてください。(イギリス人2人を含む)

◆本センターのお答

各委員への委嘱報酬は、審査委員会への出席1回につき、19,900円(委員長は23,000円)、作品の審査に要した時間1時間につき、4,300円となっています。

なお、各委員への個別の報酬額総額については、個人の所得であるためお答えは差し控えさせていただきます。

(3) 現在の縮小案について

Q14. 審査の公平性

コンクールに応募した建築家の伊東豊雄さんは「一度コンクールで決定したデザインがあとから改変されるのは、明らかに公平性を欠いている。夢のようなプランを出してコンクールを勝ち抜き、あとで大

幅に修正することが許されるなら、コンクール案は何でもありになってしまう」また、学者の中沢新一さんは「変更後のデザインを最初のコンクールに出していたら果たして最優秀賞に選ばれたのでしょうか？」と問うています。上記以外にもコンクールや審査をやり直したほうがいいという声が数多く上がっています。コンクールの主催者として、審査の公平性をお示してください。

◆本センターのお答

審査概要等は報告書として作成することとしておりますので、そちらをご覧ください。

Q15. 監修者と設計者の調整

当選案から現在の縮小案に至るまで、大幅な変更が加えられましたが、デザイン監修者（ザハ・ハディド・アーキテクト）と設計担当者（日建設計ほか4社JV）との調整は、どなたが行っているのでしょうか？

◆本センターのお答

縮小案の作成は、フレームワーク設計及び現在着手している基本設計を通じて、ザハ・ハディド・アーキテクトのデザイン監修のもとに日建設計・梓設計・日本設計・アラップジャパンの4社JVにより行われており、その調整は、JSCにおいて行っています。

(4) デザイン監修者について

Q17. 監修者の業務と報酬

Q17-1. ザハ・ハディド・アーキテクトのデザイン監修業務とは具体的にどのような仕事を指すのか、お教えてください。

◆本センターのお答

デザイン監修業務とは、「新国立競技場基本構想国際デザイン競技」募集要項4.2に示した競技の対象（提案を求める新国立競技場基本構想デザイン案の内容）を指し、本デザイン競技の対象となる事項について、提案のとおり基本・実施設計及び施工が実施されているかを確認するとともに、概略設計の作成を行い、必要な場合には修正の提案を行います。また、基本・実施設計者及び施工者の要望や質疑について回答などを行う業務となっています。

Q17-2. 監修費について、自民党無駄撲チームには13億円と回答されていますが、参議院予算委員会では3億円と答弁されています。正確な金額と支払時期をお教えてください。

◆本センターのお答

現時点で、ザハ・ハディド・アーキテクトと契約しているものは下記の3点になります。

①フレームワーク設計関係

・公共事業の名称、場所、期間及び種別：

「新国立競技場フレームワーク設計に関するデザイン監修業務」

・契約締結日：平成25年7月29日

- ・ 契約完了日：平成25年9月30日⇒ 変更後：12/31
- ・ 支払日：平成25年10月31日：100,000,000円
- ・ 支払日：平成26年2月10日：100,000,000円
- ・ 契約の相手方の商号又は名称及び住所：
Zaha Hadid Limited (英国)
- ・ 契約金額：
当初：100,000,000円 ⇒ 変更後：200,000,000円

②基本設計関係（平成25年度分）

- ・ 公共事業の名称、場所、期間及び種別：
「新国立競技場基本設計に関するデザイン監修業務」
- ・ 契約締結日：平成26年1月10日
- ・ 契約完了日：平成26年3月31日
- ・ 支払日：平成26年4月30日
- ・ 契約の相手方の商号又は名称及び住所：
Zaha Hadid Limited (英国)
- ・ 契約金額：
100,000,000円

③基本設計関係（平成26年度分）

- ・ 公共事業の名称、場所、期間及び種別：
「新国立競技場基本設計に関するデザイン監修業務」
- ・ 契約締結日：平成26年3月31日
- ・ 契約完了日：未
- ・ 支払日：未
- ・ 契約の相手方の商号又は名称及び住所：
Zaha Hadid Limited (英国)
- ・ 契約金額：
70,000,000円

Q17-3. ザハ・ハディド・アーキテツとは、フレームワーク設計と基本設計のそれぞれで監修業務の契約を締結しているようですので、2つの監修費の内訳もお教えください。

◆本センターの

17-2. 回答のとおりです。

(5) 市民の参加について

Q18. 情報公開と説明責任

デザインコンクールについて「広く国民の皆様にお知らせしている」とありますが、以上の質問からも明らかなように、コンクールの経緯や審査過程は、国民にはほとんど知らされていないのが現状です。また河野太郎議員は「国立競技場のデザインに関して、JSCが批判的な記事や本にはデザイン案の掲

載を認めないと恫喝している事実が複数確認された。国民の税金で造られる施設であり、批判されるだけの理由があるにもかかわらず、このような対応をしていることはJSCの当事者能力が疑われる」と述べています。

Q18-1. 今後、JSCの情報公開の姿勢が大きく問われると思われま。情報公開の具体的な方法をお示してください。

◆本センターのお答

まず、「JSCに対する批判的な記事や本にはデザイン案の掲載を認めないと恫喝している事実が複数確認された」とありますが、JSCにおいてそのような事実はないことを申し上げさせていただきます。その上で、新国立競技場改築に係る情報の公開は、新国立競技場のデザイン案を含め、節目、節目において本センターHPを活用するなどし、可能な限りその提供に努めているところです。

Q18-2. ご回答では「広く関係者の意見が反映されるような様々な取組みを進めていく」とありますが、ここで言う「関係者」と「様々な取組み」とは具体的に何を指すのか、お教えてください。

◆本センターのお答

本計画を進める上では、様々な分野において専門的知識を有している方々のご意見を伺うため、現在、技術委員会を設置し、スポーツ利用、文化利用における各分野の皆様からご意見をいただいております。また、地元、近隣の皆様のご理解をいただくため、説明会を開催し、ご意見を聞かせていただければと考えております。

Q18-3. 「地元関係者への説明会」の開催日と場所をお教えてください。地元では「JSCに聞いても『検討中』と答えるばかりで、計画がすべて決まってから結果だけ説明されても、地元の要望が反映されないのではないか」という懸念の声が広がっています。

◆本センターのお答

近隣の皆様への説明会については、現在取り組んでいます基本設計のとりまとめや解体工事時期にあわせて行う予定ですが、実施日等は未定です。

新規質問：「新国立競技場に関するご回答のお願い」

問1. 支出について

問1-1. 現在の国立競技場の年間維持費は約5億円と聞いています。この5億円の内訳を具体的にお教えてください。

◆本センターのお答

国立競技場の年間（平成22年度）の維持費の内訳は以下のとおりです。

①事務補助等に係る人件費（給与、諸手当、賞与、法定福利費等）	8,444,303円
②管理運営委託費	248,691,742円
③修繕費	70,735,523円

④水道光熱費	98,802,590 円
⑤租税公課	2,367,500 円
⑥その他（備品消耗品その他）	67,339,396 円

問 1 - 2. 現国立競技場の過去 5 年間（2009 年～2013 年、代々木と切り離れた霞ヶ丘単独）収支結果をお教えてください。

◆本センターのお答

国立競技場の過去 5 年間の収支結果は以下のとおりです。

（単位：千円）

	①収入	②支出	①-②収支差
平成 20 年度	765,485	596,121	169,364
平成 21 年度	778,399	575,149	203,249
平成 22 年度	664,006	748,381	▲ 84,375
平成 23 年度	619,129	701,392	▲ 82,264
平成 24 年度	732,994	393,763	339,231

※平成 22 年度末から平成 23 年度前半期は東日本大震災により営業自粛

問 1 - 3. 新国立競技場の年間支出額は、約 4.5 億円と聞いています。その内訳を具体的にお教えてください。

◆本センターのお答

年間支出額は約 46.0 億円と見込んでおり、その内訳は以下のとおりとなります。

支出項目	金額
①人件費	約 2.8 億円
②管理運営委託費	約 21.0 億円
③修繕費	約 14.1 億円
④水道光熱費	約 4.9 億円
⑤租税公課	約 0.9 億円
⑥その他	約 2.3 億円
支出合計	約 46.0 億円

問 2. 環境アセスメントについて

この計画は、環境や景観に深刻な影響を与えると、国民の注視的となっています。環境アセスメントは行われるのでしょうか？行う場合はその時期をお教えてください。行わない場合はその根拠をお示してください。

◆本センターのお答

新国立競技場改築は、「東京都環境影響評価条例」の対象となる事業及び個別計画に当たらないとの

判断から、現在、JSCとして環境アセスメントを行う予定はありません。ただし、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会関連で東京都が行う環境アセスメントには、国立競技場も含まれています。

問3. アジェンダ21との整合性

1999年にIOCが採択した「オリンピックムーブメント・アジェンダ21」にはこう記されています。

「既存の競技施設をできる限り最大限活用し、これを良好な状態に保ち、安全性を高めながらこれを確立し、環境への影響を弱める努力をしなければならない。既存施設を修理しても使用できない場合に限り、新しくスポーツ施設を建造することができる。新規施設の建築及び建築場所について、これら施設は、地域にある制限条項に従わなければならない、また、まわりの自然や景観を損なうことなく設計されなければならない。」

新国立競技場のコンクールの募集要項と審査結果、そして現在進められている設計は、「既存の施設を最大限活用することなく」、「環境への影響を強めて」います。また、「地域にある制限条項に従わず」にデザインを募集し、「まわりの自然や景観を損なう」かたちで設計されています。以上のように、新国立競技場計画は、アジェンダ21に違反しています。現計画とアジェンダ21との整合性をお示しください。

◆本センターのお答

現在の国立競技場は、建設から半世紀以上が経過し、経年による劣化が著しく、また、陸上トラックが8レーンであることなど国際大会を開催するのに支障が生じており、平成22年度に実施した国立霞ヶ丘競技場陸上競技場耐震改修基本計画の策定業務の中で建築の専門者の視点から、「今後の大規模な国際競技大会の開催を視野に入れた場合、収容人員規模増大への更なる要望や大会管理運営の機能強化、利便性・快適性等について高水準での提供が望まれることから、改修にとどまらず施設全体の建替えを視野に入れた抜本的な見直しが必要と考える。」旨の意見が出されており、改修による活用は困難と判断したところです。

また、新国立競技場は、明治神宮内苑・外苑の歴史的背景を尊重しつつ、今、日本に求められているスポーツ施設、文化的な活動の場として再生（建替え）すべく、日本が持つ最先端の技術力・独自の開発力を結集し、この地域に新しい活力を与えるデザインと考えています。あわせて、昨年6月17日に東京都市計画地区計画の決定により、建物高さの最高限度等が緩和されていることなどから、本計画は、アジェンダ21に違反しているものではないと考えています。

【6-2-3-2別紙】

○独立行政法人日本スポーツ振興センター国立競技場利用規程（関係部分抜粋）

第2節 利用料

(利用料の定義)

第8条 センターは、利用者から次に掲げるスポーツ施設の利用料を徴収するものとする。

(1) 基本利用料 スポーツ施設を専用利用又は団体利用する場合の、規定利用時間内における施設の利用料

(2) 加算額 スポーツ施設をスポーツ大会等の開催を目的として、専用利用する場合の入場料収入に一定の割合を乗じた額

(3) 追加利用料 スポーツ施設を専用利用し、その利用時間を延長した場合又は規定利用時間前から利用した場合の利用料、器具等を追加して利用した場合の利用料及び実費で規定されている利用料

(利用料)

第9条 国立競技場を利用する場合の利用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

第6節 その他の利用

(その他の利用)

第15条 センターは、スポーツ施設の利用又は国立競技場に係るその他の利用として、次に掲げるものについて、利用者から利用料を徴収するものとする。

(1) 広告掲出

(2) 記念品売店の設置

(3) 駐車場

(4) 撮影

(5) 収録

(広告掲出)

第16条 国立競技場を専用利用する者が利用の承諾を受けた国立競技場に広告を掲出(これに類似する宣伝活動を含む。以下同じ。)する場合、センターは別表第4に定める利用料を徴収するものとする。

2 広告掲出に関する手続及び基準等については、別に定めるとおりとする。

(記念品売店の設置)

第17条 国立競技場を専用利用する者が利用の承諾を受けた国立競技場に記念品売店を設置する場合、センターは、別表第5に定める利用料を徴収するものとする。

2 記念品売店の設置に関する手続及び基準等については、別に定めるとおりとする。

(撮影料)

第19条 国立競技場のスポーツ施設において撮影する場合は、別表第7に定める撮影料を徴収するものとする。ただし、学術研究、報道関係の取材及びアマチュアのスナップ写真の撮影は免除することができる。

(収録)

第19条の2 別表第2に定める国立霞ヶ丘競技場陸上競技場を区分Ⅲ若しくはⅣ又はラグビー場を区分Ⅲ若しくはⅣで専用利用する者並びに別表第3に定める国立代々木競技場の第一体育館又は第二体育館を興業的スポーツ及び文化的行事又は物品販売及び製品展示会で利用する者において、実施する行事の

収録が行われる場合、センターは別表 8 に定める料金を徴収するものとする。

別表第 2 国立霞ヶ丘競技場利用料表 (第 9 条関係)

1 陸上競技場

(1) 専用利用

区分			基本利用料及び利用時間			規定時間外利用料 (1 時間ごと)
			全日 (9 時～21 時)			
			午前 (9 時～13 時)	午後 (13 時～17 時)	夜間 (17 時～21 時)	
設営・撤去利用料			105,000 円	105,000 円	105,000 円	26,300 円
I	アマチュアのスポーツ競技に利用する場合	A メインスタンドのみを利用する場合	105,000 円	105,000 円	105,000 円	26,300 円
		B 中段全スタンドを利用する場合	158,000 円	158,000 円	158,000 円	39,500 円
		C 全スタンドを利用する場合	210,000 円	210,000 円	210,000 円	52,500 円
II	アマチュア以外のスポーツ競技に利用する場合	A メインスタンドのみを利用する場合	368,000 円	368,000 円	368,000 円	92,000 円
		B 中段全スタンドを利用する場合	578,000 円	578,000 円	578,000 円	144,500 円
		C 全スタンドを利用する場合	788,000 円	788,000 円	788,000 円	197,000 円
III	I 及び II 以外の目的に利用する場合	A メインスタンドのみを利用する場合	1,050,000 円			197,000 円
		B 中段全スタンドを利用する場合	4,200,000 円			197,000 円
		C 全スタンドを利用する場合	10,500,000 円			197,000 円
IV	芝生内に仮設物を設置して利用する場合		31,500,000 円			197,000 円
加	区分 I 及び II による利用において、有料の場合、入場料等の収入が 10 万円を超えるときは、そ					

算額	の収入金額から10万円を控除した金額の10%を基本利用料に加算する。ただし、入場料等の収入金額の10%が2,500万円を超えるときは、2,500万円を基本利用料に加算する。
----	--

【備考】

- 1 球技は1日2試合を基準とし、3試合以上に及ぶときは1試合増すごとに基本利用料の50%を加算する。
- 2 清掃に要する経費が通常額を超えるときには、その実費を徴収する。

(2) 団体利用

区分	単位	基本利用料
I アマチュアのスポーツ競技に利用する場合	1団体1時間	25,200円
II I以外の目的に利用する場合	1団体1時間	54,600円

(3) 附属施設・設備等

施設・設備等	基本利用料を含む施設等	I セット利用料						II Iを適用しない場合		
		数量	球技			陸上			数量	利用料
			A	B	C	A	B	C		
			73,500円	158,000円	420,000円	71,400円	155,400円	197,400円		
大型映像装置		1日	○	○	○	※	※	○	1基	55,700円
炬火台		※	/						1基	11,600円
エレベーター		1日	○	○	○	○	○	○	2基	6,830円
インターホン		1日	○	○	○	○	○	○	1式	2,210円
マイク		8台	○	○	○	○	○	○	1台につき	2,210円
机		50卓	○	○	○	○	○	○	5卓までに	580円
椅子		300脚	○	○	○	○	○	○	10脚までに	580円

サッカー選手用ベンチ		1式	○	○	○	—	—	—	1式	20,000円
陸上競技用具一式		1式	—	—	—	○	○	○	1式	22,100円
ストップウォッチ		24個	—	—	—	○	○	○	1個につき	220円
写真判定装置		1式	—	—	—	○	○	○	1式	33,600円
フィールド電光掲示盤		3基	—	—	—	○(1基のみ)	○(1基のみ)	○(1基のみ)	1基につき	35,700円
連発式スタート発信装置		1式	—	—	—	○	○	○	1式	1,160円
フィールド制限時間告知機		6基	—	—	—	○(2基まで)	○(2基まで)	○(2基まで)	1基につき	6,300円
風向風速計(デジタル式)		6基	—	—	—	○(3基まで)	○(3基まで)	○(3基まで)	1基につき	6,300円
スターター拡声装置		1式	—	—	—	○	○	○	1式	2,210円
アスマン乾湿計		3台	—	—	—	○	○	○	1台につき	1,160円
電子式周回表示盤		1台	—	—	—	○	○	○	1台	1,160円
内線ファックス		全系統	—	—	—	○	○	○	1台につき	2,210円
1F	大会本部	◎	1日						—	—
	記録室(1F)	◎	1日						—	—
	表彰控室	◎	1日						—	—
	医務室	◎	1日						—	—
	ドーピングコントロール室	◎	1日						—	—
	室内練習場	◎	1日						—	—
	第1クラブ	◎	1日						—	—

	ルーム										
	第2クラブ ルーム	◎	1日							—	—
	予備室	◎	1日							—	—
	給湯室	◎	1日							—	—
	練習場(ラ ンプ下走 路)	◎	1日							—	—
	練習場 B(人工芝)	◎	1日							—	—
	更衣室(A~ F)	◎	1日							—	—
	大会議室		1日	※	○	○	※	○	○	1時間	4,500 円
	小会議室 (小1~小 4)		1日	※	○	○	※	○	○	1室1 時間	2,100 円
2F	貴賓室		1日	○	○	○	○	○	○	1室	3,360 円
	ラウンジB		1日	○	○	○	○	○	○	1室	1,680 円
3F	ラウンジA		1日	○	○	○	○	○	○	1室	1,680 円
4F	4階スタジ オ		※						/	1室	30,500 円
5F	5階スタジ オ(501)		※						/	1室	8,930 円
	5階スタジ オ(502)		※				/			1室	30,500 円
	5階スタジ オ(503)		※		/					1室	8,930 円
	5階スタジ オ(504)		※	/						1室	14,700 円
	5階スタジ		※	/						1室	14,700

	オ (505)										円
	スカイラウンジ		1日	※	※	○	※	※	※	1室につき	38,900円
	場内アナウンス室	◎	1日								
	記録室 (5F)	◎	1日								
	写真判定室	◎	1日								
その他	チケットBOX	◎	1日								
	プログラム販売BOX	◎	1日								

【備考】

- 1 セット利用料は、陸上競技場を専用で利用する場合 (1 団体当たり) にのみ適用するものとする。
- 2 ○印はセット利用料各区分での利用可能施設・設備等を指す。
- 3 ※印はセット利用料に含まず、この表の区分 II の利用料を適用する。
- 4 練習場及び更衣室を単独でスポーツ競技に利用する場合の利用料は、次のとおりとする。

施設	利用料	
練習場 A (ランプ下走路)	1 時間	5,500 円
練習場 B (人工芝)	1 時間	5,500 円
更衣室 (A~F)	1 時間 (1 室につき)	1,160 円

- 5 練習場を単独でスポーツ競技以外の目的で利用する場合の利用料は、団体利用の区分 II の利用料を適用する。
- 6 夜間照明及び炬火台の利用については、実費を徴収する。
- 7 陸上競技用具一式については、陸上競技場外での利用の承諾を行うことができることとし、その場合の利用料はこの表の区分 II の利用料を適用する。

(4) 特殊機器

施設・設備等	数量	利用料
電動式棒高支柱	1 式	14,700 円
光波測定器	1 基	14,700 円
フィールド距離表示盤	1 基につき	6,300 円
走幅跳・三段跳距離測定装置	1 基につき	6,300 円
フィニッシュタイマー	1 基につき	23,100 円

7 会議室

施設	単位	利用料
----	----	-----

陸上競技場会議室	大	1時間	4,500円
	小	1時間	2,100円

【備考】 利用時間は、9時から21時までとする。

8 その他の施設

施設	単位	利用料
青山スタジオ	1時間	3,500円
青山指導室	1時間	2,200円
第1クラブルーム	1時間	2,100円

【備考】 利用時間は、9時から21時までとする。

別表第4 広告掲出料表(第16条関係)

1 国立霞ヶ丘競技場

施設名	広告の種類		掲出場所・利用スタンド区分	規格・単位	掲出料(1日当たり)	
					専用利用区分Iで利用する場合	それ以外の場合
陸上競技場	看板広告等	立看板、バナー、シート等	施設全域	1m ² 当たり	6,300円	7,300円
		回転式		1m ² 当たり	11,500円	13,600円
	映像広告		大型映像装置(仮設物を含む)	1社 当たり	42,000円	52,500円
	商品展示広告		トラック及びフィールド上(芝生内を除く)	1か所 当たり	315,000円	315,000円
			その他の場所	1か所 当たり	94,500円	115,500円
	特殊広告	冠広告、動く広告、旗類広告、サンプリング広告	メインスタンドのみを利用する場合	1件 当たり	210,000円	262,500円
			中段全スタンドを利用する場合	1件 当たり	315,000円	367,500円
			全スタンド及び芝生内に仮設物を設置して利用する場合	1件 当たり	420,000円	472,500円
	その他の広告		施設全域	1件 当たり	420,000円	472,500円

別表第5 記念品売店設置料表(第17条関係)

記念品売店設置料表

施設名	設置場所	既設店舗以外に設置する場合の規格(1店舗の大きさ)	専用利用区分	設置料	
				1店舗につき	
国立霞ヶ丘競技場	陸上競技場	既設店舗又はセンターの指定する場所	間口5.4m×奥行3.6m以内	I-A	3,500円
				I-B	5,250円
				I-C	7,000円
				II-A	18,300円
				II-B	28,800円
				II-C	39,300円
				III及びIV	39,300円
売上比例額	陸上競技場専用利用区分III又はIV及びラグビー場専用利用区分III又はIVの利用において、記念品売店を設置する場合は、設置料に加えて販売収入の5%を売上比例額として徴収する。 また、第一体育館及び第二体育館における興業的スポーツ及び文化的行事の利用において、記念品売店を設置する場合は、設置料に加えて販売収入の1%を売上比例額として徴収する。				

【備考】 1店舗の大きさが規格を上回る場合又はやむを得ず形状を変更する場合は、設置する店舗の占有面積を表中の1店舗の規格で除した数を店舗数とする。ただし、端数は、切り上げる。

別表第7 撮影料金表(第19条関係)

区分	料金	
一般撮影	1時間	10,500円
映画・テレビ	1時間	31,500円

別表第8 収録料金表(第19条の2関係)

1 国立霞ヶ丘競技場

収録種類	料金
TV等生放送用収録	1行事 525,000円
TV等録画放送用収録	1行事 210,000円
DVD等販売用収録	1行事 525,000円

備考

- 1 本行日が2日以上続いても同一の行事は1行事とする。
- 2 収録する者等が複数の場合は、収録する者ごとに徴収する。
- 3 放送又は販売等を行わず、内部資料用として収録する場合は、適用しない。